

船橋市地域福祉計画推進委員会公募委員の選考等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市地域福祉計画推進委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条第2項第4号に規定する委員の選考に関し、必要な事項を定める。

(定数等)

第2条 設置要綱第3条第2項第4号に規定する委員は、市長が公募により選考して委嘱することとし、その数は1名とする。ただし、船橋市地域福祉計画策定委員会公募委員の選考等に関する要綱に基づき選考した委員については、この要綱の規定にかかわらず、新たに設置要綱第3条第2項第4号に規定する委員として委嘱することができる。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本市に在住する者で応募日に18歳以上の者
- (2) 応募の際、本市の他の附属機関等において委員となっていない者
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、密接な関連性を有する複数の附属機関等の委員を兼任する必要があるとき等やむを得ないものと認められる場合は、当該規定を適用しないことができる。

(公募方法)

第4条 公募委員の公募は、広報ふなばし及び船橋市ホームページに記事を掲載する。

(審査・選考方法)

第5条 公募委員の選考は、小論文による書類審査とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に必要な事項は別に定める。

(審査・選考委員会)

第6条 審査及び選考を行うため審査・選考委員会を設置し、その委員は、次の各号に定める者で構成する。

- (1) 福祉サービス部長
- (2) 福祉政策課長
- (3) 船橋市地域福祉計画策定委員会委員長
- (4) 船橋市地域福祉計画策定委員会副委員長
- 2 審査・選考委員会の委員長は福祉サービス部長とする。
- 3 委員長は会務を総理する。委員長は会務を総理する。
- 4 審査・選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 審査・選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。